

「多言語多文化実務論」授業実践報告

愛知県立大学外国語学部
吉田理加 小池康弘 糸魚川美樹

1. はじめに

本稿では、2022年4月に開設された国際文化研究科コミュニティ通訳学コースで、通訳の現場となる医療、福祉、行政、司法、教育等における実務面の知識を身につける目的でコミュニティ通訳の現場となる医療、福祉、行政、司法、教育等における実務の専門家や通訳者を講師に迎え講義を実施した「多言語多文化実務論」の授業を振り返り、授業実践報告を行う。

2. 授業計画と実施詳細

前期・後期ともに土曜日の午前中に実施した。土曜日にはもう1つの必修科目である「コミュニティ通訳研究」も開講していた。基本的な時間割は1限目が「多言語多文化実務論」、2限目が「コミュニティ通訳」であった。しかし、テーマとして連続して講義を受けたほうが良いと判断した場合は、多言語多文化実務論を2コマ続きで開講した。前期は主に福祉、行政、教育に焦点をあて、後期は主に司法と医療の分野に焦点をあてた。

コミュニティ通訳の現場となる医療、福祉、高齢者介護、行政、司法、教育、防災などの専門分野と外国人住民との間の通訳の知識・経験を持ち合わせた人材を講師として確保することが必須であり、授業担当教員の吉田が2022年4月に着任する前に、コミュニティ通訳学コース運営委員長の小池が愛知県教育委員会、愛知県医師会、愛知県弁護士会などの団体・組織と講師派遣の調整を済ませていた。また、医療や福祉、介護、防災などの分野の専門的知識と通訳知識・経験を持ち合わせた通訳者・講師も手配済みであった。吉田が着任後、名古屋地方裁判所と名古屋地方検察庁との調整に入り、後期の平日に名古屋地方裁判所と名古屋地方検察庁に出向き、裁判官と検察官の話を聞き、裁判傍聴ならびに検察庁内の通訳ルームなどの見学を行った。

2.1 前期

前期は、主に福祉、行政、教育に焦点をあて、長久手キャンパスで以下の講義内容で実施した。履修した院生は10名おり、コミュニティ通訳学コース履修生が6名、それ以外の学生が4名であった。

各講義後に、日本語で授業内容をまとめ、感想を書きアクションペーパーをの提出を課し、授業数回ごとに授業内容の理解を確認するミニテスト(選択肢・○×式)を実施し、振り返りの時間を設けた。

表1に前期授業日と授業内容を示す。

表1 前期授業日と内容

| 回 | 月/日/時 限 | 分野 | テーマ | 講師(敬称略) |
|----|-------------|----------------|---|-------------------------------------|
| 1 | 4/9/1 限 | 序論 | コミュニティ通訳とは。通訳者の役割と倫理 | 吉田理加 |
| 2 | 4/16 1 限 | | ①通訳を要請される現場と場面(相談窓口業務、相談内容と関係機関) | 加藤理絵(名古屋国際センター) |
| 3 | 2 限 | 行政 福祉 防災 | ②税・年金・保険、労働(住民税、年金制度、健康保険、雇用保険、労働法、労災、労基署、職安) | 村松紀子 (非常勤講師) |
| 4 | 4/30 1 限 | | ① 家族問題:結婚、離婚、出生、子育て、育児、DV 事案 | 村松紀子 (非常勤講師) |
| 5 | 2 限 | | ②福祉:児童福祉、生活保護、高齢者、障がい者、ひとり親家庭 | |
| 6 | 5/21 1 限 | | ①入管、出入国管理法、国籍、査証、在留資格、住民登録 | 河野優子弁護士 (法テラス愛知) |
| 7 | 2 限 | | ②災害時の外国人相談 | 土井佳彦(多文化リソースセンター東海) |
| 8 | 5/28/1 限 | | 試験、ふりかえり、事例検討ワークショップ | 吉田理加 |
| 9 | 6/11 1 限 | 介護 | ①介護保険制度と手続き:地域包括ケアシステム・包括支援センター、認定調査～契約など | 王榮 (非常勤講師) |
| 10 | 2 限 | | ②現場実務:老人介護施設、デイサービス、訪問介護、訪問介護リハビリ、福祉用具の知識、契約 | |
| 11 | 6/18/1 限 | | | 試験、ふりかえり、事例検討ワークショップ |
| 12 | 7/2 1 限 | 教育 | ①小中学校における外国人児童生徒の指導、外国人保護者とのコミュニケーション | 愛知県教育委員会 ①義務教育課 服部みさ |
| 13 | 2 限 | | 外国につながる子どもたち、DLA、保護者の要望と期待、語学相談員の役割と待遇、など具体例をわかりやすく織り込んだ講義 ②高校での外国人生徒指導。教科学習、進路指導、キャリア指導 愛知県において近年、外国にルーツを持つ生徒に対する指導や支援が拡充してきた具体例を、様々な高校の事例を紹介しつつ講義 | |
| 14 | 7/9/1 限 | | ③特別支援教育、発達障害、児童心理、スクールソーシャルワーカーなどに関する基礎知識 外国につながる子どもたちが障害を有するのか、日本語習得の遅れに起因するものかを見極める | ③特別支援教育課 振興・就学グループ 主査 山田知恵子 尾野仁美 |

| | | | | |
|----|----------|--|---|------|
| | | | ことが非常に難しいことなど、インクルーシブ教育と特別支援教育における通訳の役割の複雑さまで講義 | |
| 15 | 7/16/1 限 | | 試験、ふりかえり、事例検討ワークショップ | 吉田理加 |
| 16 | 7/30/1 限 | | 再試験(該当者) | 吉田理加 |

2.2 後期

後期は主に司法と医療の分野に焦点をあて、名古屋駅に近いサテライトキャンパスにて実施した。履修した院生は7名で、コミュニティ通訳学コースの院生が6名、それ以外の院生が1名であった。医療のテーマでの講義4回は愛知医療通訳システム登録通訳者が5名ずつ聴講した。

後期からは、講義で学んだ知識を外国語でも習得できるように、リアクションペーパーを通訳言語で書くこと、講義で学んだ専門用語を日本語と通訳言語で対訳リストを作成した。講義内容を習得したか否かの確認テストは、講義内で実施し、テスト終了後担当講師が答え合わせと解説を行った。表2に後期授業日と授業内容等を示す。

表2 後期授業日と内容と講師

| 回 | 月/日/時限 | 分野 | テーマ | 講師(敬称略) |
|---|-----------------|----|---|---|
| 1 | 10/9(日) 1 時限 | 医療 | ①日本の医療、医療保険制度、外国籍住民と医療 | 村松紀子 (非常勤講師) |
| 2 | 2 時限 3 時限 | | ②一般事例:健康相談、問診、一般的診療、投薬、入院、退院 | |
| 3 | | | ③事故、労災、救急、手術、インフォームドコンセント、死亡 | |
| 4 | 10/15/1 限 | | 難易度や頻度の高い診療科の医療知識 ① 感染症科: 「HIVとPLWHと医療通訳 医療通訳にお世話になる現場から」HIV感染とAIDS発症は全く異なることなど感染症に関する基礎知識をわかりやすく講義 | ①名古屋医療センター臨床研究センター 感染・免疫研究部 今橋真弓 ② 愛知県医師会 派遣 |
| 5 | 10/22/1 限 | | ② 産婦人科: ペルー出身の医師として、外国にルーツを持つ患者の視点から具体例を挙げながらの講義で説得力を感じた院生が多かった | 医療法人葵鐘会 キャッスルベルクリニック 産婦人科 医師、医学博士、 |
| 6 | 10/29/1 限 | | ③ 小児科: 子どもは小さな大人ではなく、子どもの病気や症状を理解することが難しいことや、小児科医が果たす役割についてわかりやすく講義 | 専門医 カサノバ エクトル ③愛知県医師会派遣 |
| 7 | 11/19/1 限 | | ④ 精神科: 精神科医療がどのような法律の | 一宮市立市民病院 |

| | | | | |
|----|-----------|----|--|--|
| | | | 下で運用されているのかについての説明から、精神的に混乱した外国語話者患者の通訳の難しさまで、精神科医療を取り巻く重要点をわかりやすく講義 | 小児科部長 三宅能成 ④愛知県医師会派遣 愛知県精神医療センター副院長 平澤克己 |
| 8 | 11/26/1 限 | 司法 | 法律相談、弁護士相談 | 大嶽弁護士事務所 |
| 9 | 12/3/1 限 | | ①民事(消費生活、事故、賠償) | 愛知県弁護士会 |
| 10 | 12/3/2 限 | | ②家事:家族法:離婚、親権など | |
| 11 | 3 限 | | ③少年事件、刑務所、矯正施設 | |
| 12 | 12/17/1 限 | | 警察:防犯、交通安全、啓発 | 愛知県警察本部 |
| 13 | 2/10 2限 | | ① 裁判官の説明 | 名古屋地方裁判所 |
| 14 | 3限 | | ② 要通訳裁判傍聴(ベトナム語通訳、判決公判) | 名古屋地方裁判所 |
| 15 | 4限 | | ③ 検察官の説明 | 名古屋地方検察庁 |
| 16 | | | 予備日 | 吉田理加 |

3. 履修院生からのフィードバック

毎回授業後にはリアクションペーパーの提出が義務付けられていた。上掲したように外部講師によってなされる様々な専門分野の講義を消化することに多大なエネルギーを費やすと同時に、知的探求心を活性化させた院生が多かったようである。リアクションペーパーに書かれた内容をいくつか紹介する。

初期の気づきとして、コミュニティ通訳の特定の分野に関心があつて履修を始めたが、コミュニティ通訳の範囲が広く、他の分野にも繋がっているテーマが多いことがわかり、関連性を意識して学ぶ必要があると感じたという記述があつた。教育や司法の分野においても、病気や医療、または福祉や介護の話題になることもあり、この授業が、コミュニティ通訳者は一つの分野だけの知識では十分ではないことに気づききっかけとなっている。さらには、通訳者自身が例えば保険や年金制度などについて知識がなければ、自分自身が十分に理解していないことは、外国語ややさしい日本語で伝えられない(通訳できない)とも記述されている。

そのため、通訳者が習得すべき専門知識の範囲をどのように「分業」することができるかについて考察した記述もあつた。さらには、将来、コミュニティ通訳者として外国語話者コミュニティの橋渡しをしていく人々の待遇改善について、今、コミュニティ通訳として稼働しているものの責任として捉える記述もあつた。

履修院生の中には社会人ですでにコミュニティ通訳者として稼働している院生と、学部から直接院に進学し、通訳経験がない院生がいる。すでに現場で通訳者として稼働している院生にとっては、日常業務での疑問や迷い、ジレンマを講師にぶつけ、そのやりとりを目のあたりにする通訳経験がない院生は、現場のイメージが浮かぶようになっていったようである。

このように、コミュニティ通訳学コースの他の授業科目に比べて、この「多言語多文化実務論」は、実践現場に立つ専門家が、専門的な知と実践の学を教授する実践的な知を習得できる場となっているように思われる。

4. おわりに

外部の様々な分野の専門家を講師として迎えるということからも、非常に充実した授業内容となっている本授業の概要について、次年度はより詳細に記録することを目指し、コミュニティ通訳者養成のためのリソースとなるようにまとめていきたい。現段階では、取り急ぎ記録のため、概略のみをまとめ、授業実践報告とする。